



困ったことがあったら... 相談窓口一覧 相談無料

空き家総合相談

■大野市内で相談

こんなとき	問い合わせ先	
空き家全般に関する困りごと	(一社) おおの空き家解決町衆の会	0779-64-4458
空き家に関する困りごと、支援策など	大野市 防災防犯課	0779-64-4800 (直通) 0779-66-1111 (代表)

■大野市外で相談

こんなとき	問い合わせ先	
空き家全般	のれん会空き家管理センター	0776-43-3882
不動産全般 (毎週木曜日、先着順)	(公社) 福井県宅地建物取引業協会	0776-24-0680

具体的な相談

■大野市内で相談

こんなとき	問い合わせ先	
除草、雪囲い、掃除など管理委託の相談	(公社) 大野市シルバー人材センター	0779-66-0069
相続などの法律相談 (基本毎月第2・4水曜日、予約制)	(福) 大野市社会福祉協議会	0779-65-8773
土地境界などの登記相談 (基本毎月第2水曜日、先着順)	大野市 総務課	0779-64-4820 (直通) 0779-66-1111 (代表)

■大野市外で相談

こんなとき	問い合わせ先	
法律相談 (毎週水曜日、予約制)	福井県司法書士会 (司法書士総合相談センター)	0776-43-1669
法律相談 (予約制)	福井弁護士会	0776-23-5255
法律相談 (予約制)	法テラス福井	0570-078348
登記相談 (毎月第3水曜日、予約制)	福井県土地家屋調査士会	0776-33-2770

空き家を所有されている(相続された)方へ

空き家からの落下物等が原因で通行人等に被害があった際に、被害者家族から所有者や相続人などに損害賠償請求される可能性があります！

まずは空き家が危険でないか状態を確認しましょう。また、今後使う予定がない場合は、売却や解体など、早めの処分を検討しましょう。

外壁材等の落下により、11歳の男児(小学校6年生)が死亡した場合を想定した試算



損害区分	損害額
死亡逸失利益	3,400万円
慰謝料	2,100万円
葬儀費用	130万円
合計	5,630万円

約5,600万円の損害



公益財団法人 日本住宅総合センターによる試算

注) あくまで経済的損失額について試算したものであり、具体のケースで損害賠償額として認められる金額ではありません。

空き家のこと、考えていますか？

あなたのおうちはどうですか？



ほったらかしになっているあの家、どうしよう？



将来誰も住む予定の無いこの家、どうしよう？

最近増え続けている“**空き家問題**”
なにが問題なのか、今後どうしたらよいのか、
いまのうちから考えておきましょう。



発行元：大野市 防災防犯課
住 所：福井県大野市天神町1-1

☎：0779-64-4800 (直通)
Mail：bosai@city.fukui-ono.lg.jp

越前おおの

空き家を放っておくと かえってお金がかかる!?



特定空家等に認定され、勧告を受けると… 固定資産税の住宅特例が解除されます

住宅用地の特例措置とは、住宅用地のうち一定のものについて、固定資産税が最大1/6まで減額されるというものです。平成27年度税制改正において、特定空家等と認定され、勧告がなされた場合、特例措置が解除されることになりました。
つまり、空き家を放置しておくとは**土地の固定資産税の大幅な増税**となる可能性があるということです。

空き家を放置せずに方針を考えましょう!

空き家を適正管理(維持)する

空き家となり、定期的な管理がなされずに放置された家は、老朽化による建物の崩壊、害虫の発生等、トラブルの元となり、地域にとって「危険な存在」となります。地域の中で危険な空き家を生まないため、適正に管理していくことが極めて大切です。

空き家管理のポイントとして①**通気・換気**、②**給湯器の凍結予防**、③**浄化槽の悪臭予防**、④**排水溝の悪臭予防**、⑤**和室のたたみの立ち上げ**、⑥**雨にあたる場所のチェック**、⑦**庭の雑草や樹木の手入れ等**があります。

遠方に住んでいたたり、高齢であるなど、ご自身の管理が難しい場合は、**民間の管理代行サービス**を利用する方法もあります。



空き家を売却する

空き家を売却する方法として、

- ①空き家の状態が良く、中古住宅として土地とともに売却する。
 - ②空き家の劣化が進んでいるため、空き家の解体を行う前提で古家付土地として売却する。
 - ③売主が空き家を取り壊し更地にして売却する。
- の3つが考えられます。
- ①の場合、建物・設備の不具合によるトラブルを回避するためにも**空き家診断**を実施することが重要です。
- ②の場合には、土地を利用したい買主が解体費用を負担し、売主の負担は小さいメリットがあります。
- ③の場合、買主は解体費用を負担せず、土地の状態も確認しやすいことから、②と比べても買主を見つけやすくなるメリットがあります。
- どのような方法で売却するのがよいか、**宅地建物取引士**に相談しましょう。
- また、空き家の情報発信には、**空き家情報バンク**等がありますので、活用することをお勧めします。
- なお、**早い段階で空き家の家財処分を進めると**空き家の売却等をする際スムーズに進みます。後の費用負担を減らすために、空き家になる前からいらぬものを早めに処分しておくことも大切です。



空き家に関して、こんな支援制度があります!

越前おおの空き家情報バンク制度

大野へかえろう 検索

売却・賃貸が可能な大野市内の空き家の情報を所有者の方から募集し、市内外の購入・借入を希望される方に提供する制度です。
バンクに登録できる空き家情報を募集しています。まずはお気軽にお問い合わせください。

空き家情報バンクに登録された物件情報は、市の「大野へかえろう」サイトに加え、「全国版空き家・空き地バンク」サイト(株式会社LIFULL、アットホーム株式会社)にも掲載します



福井県宅地建物取引業協会へ 空き家情報を提供

県宅建協会を通じて、県内の宅地建物取引業者に空き家情報を提供することで、空家等の利活用を促進させることを目的とする制度です。

【申し込み方法】

同意書に必要事項を記入し、市役所へ提出してください。同意書の様式は市ホームページでダウンロードできます。

大野市役所 防災防犯課 (Tel: 0779-64-4800)

暮らし住まいづくり支援事業

- 1 移住者、子育て世帯、新婚世帯、共同住宅に居住する者、進出企業の従業員が行う、中古住宅の購入と、購入に併せたリフォーム工事費の一部を補助します。

※多世代同居・近居のためのリフォーム工事やリフォーム済み物件購入に加算あり

居住誘導 区域内	購入費用の 3分の1	上限額 60万円	リフォーム費用の 3分の1	上限額 60万円	多世代同居・ 近居リフォーム の場合、上限額に プラス30万円
その他の 地域	購入費用の 3分の1	上限額 30万円	リフォーム費用の 3分の1	上限額 30万円	

- 2 空き家の所有者が賃貸のために行うリフォーム工事費の一部を補助します。

※リフォーム後、空き家情報バンクに登録してください。

居住誘導 区域内	購入費用の 3分の1	上限額 60万円	その他の 地域	リフォーム費用の 3分の1	上限額 30万円
-------------	---------------	--------------------	------------	------------------	--------------------

リフォーム工事は「エコ要件」を満たす必要があります。その他、補助対象となる中古住宅の要件など、詳しい内容はお問合せください。

- 3 旧耐震住宅の建替えのために行う住宅解体工事費の一部を補助します。

※申請年度内に解体工事を終え、同敷地内の新築住宅の工事に着工してください

居住誘導 区域内	解体工事費用の 3分の1	上限額 30万円
-------------	-----------------	--------------------

問い合わせ先 大野市役所 交通住宅まちづくり課 (Tel: 0779-64-4815)

空き家家財処分支援事業

空き家を利活用(売る・貸す)するために行う家財や仏壇などの処分費用を補助します。



※空き家情報バンクに登録済物件のものに限ります。

補助額 **処分費用の3分の2**
上限額 **100,000円**

空き家適正管理促進事業

空き家の適正管理と利活用(売る・貸す)するため管理代行サービス事業者へ委託する建物内部の換気や流水、郵便物確認などの管理費用を補助します。

※県が定める管理代行サービス事業者が行うもので、空き家情報バンクに登録済または登録する予定のものに限ります。

補助額 **管理費用の3分の1**
最長3年間 上限額 **36,000円/年**

空き家診断促進事業

空き家の状況を確認するため、空き家情報バンクに登録している又は登録予定の個人所有の一戸建て空き家に対する、建物状況調査費用を補助します。

補助額 **診断費用の3分の2**
上限額 **35,000円**

問い合わせ先

大野市役所 交通住宅まちづくり課 (Tel: 0779-64-4815)

問い合わせ先 大野市役所 地域文化課 (Tel: 0779-64-4834)